

盛岡市下水道使用料等のあり方に関する懇話会の意見について

平成 21 年 4 月 20 日

下 水 道 部

1 下水道事業の現状及び盛岡市下水道使用料等懇話会設置の経緯

公共下水道事業、コミュニティプラント及び農業集落排水事業の使用料については、平成14年度に使用料改定がなされ、その算定期間（平成14年度から平成17年度）が既に経過しております。

公共下水道事業は、平成17年度から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計方式を採用しているところですが、その経営状況は平成19年度末で約20億8千万円の累積赤字を計上するなど、とても厳しいものとなっており、平成18年度包括外部監査において、使用料の見直しもやむを得ない状況にあるとの意見が述べられています。

また、農業集落排水事業においても、一般会計からの基準外繰入で毎年度の資金不足を賄っており、やはり厳しい経営状況となっています。

このため平成19年度に下水道事業及び農業集落排水事業の経営健全化計画を策定し、同計画に基づき各種健全化施策を進めることとしておりますが、その中において、各使用料の見直しが避けられない課題となっております。

このことから、各汚水処理事業の適正かつ効率的な運営を図るとともに、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び農業集落排水施設使用料のあり方について、学識経験者及び下水道使用者から広く意見を伺うため、盛岡市下水道使用料等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置したものです。

2 懇話会の内容等

平成20年11月27日に設置した懇話会は、平成21年2月6日まで5回にわたり開催され、平成21年3月12日に「盛岡市下水道使用料等のあり方に関する意見書」が提出されており、その意見の概要は別添資料とおりです。

今回の盛岡市下水道使用料等のあり方に関する懇話会の意見のなかで、更なる経費削減策の検討も求められており、また、平成20年度の包括外部監査において下水道施設の予防保全的管理の必要性等が指摘されております。

今後、これらを踏まえ中長期財政収支計画に反映させたいと、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び農業集落排水施設使用料のあり方について取りまとめていきたいと考えています。

## 盛岡市下水道使用料等懇話会の概要

## I 公共下水道事業

## 1 下水道使用料の適正な水準について

## (1) 財政収支見通しに係る適正な使用料算定期間について

## 《適正水準の考え方》

平成21年度から平成24年度までの4年間とする。

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から長期的な安定性を保つことが望まれるが、余りに長期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これを踏まえて、国土交通省などが示している算定の基本的考え方に基づき、4年間で算定期間とするのが妥当と考える。

## 《懇話会意見》

昨今の厳しい経済状況から、実施時期について慎重に検討するべきではあるが、使用料算定期間を4年間とし、平成21年度からの実施とすることは妥当と考える。

## ○ 主な意見

## ※ 使用料改定の実施時期について

- ・ 「平成21年度から変える。」ということであれば、私は反対です。100年に一度と言われる経済不況の中で、経済に与える影響も考慮しながら、使用料改定というものを調整していかなければならないと考えます。
- ・ 実施時期を平成23年度あたりとするのは、消費者としては希望するものの、痛みを伴うことですが、やはり平成21年度から実施するのが良いと考えます。
- ・ 使用料を改定するのであれば、これからの人たちのため早く実施するべきだと思います。

## (2) 改定率の適正な水準について

## 《適正水準の考え方》

平均改定率は、14.4%とする。

財政計画を基に推計した財政収支見込により、使用料算定期間内の損失合計見込額と、現行の使用料体系により算定した使用料収入見込額とを比較し、同期間内の収支均衡を図ることができる平均改定率14.4%とするのが妥当と考える。

《懇話会意見》

使用料算定期間を平成21年度からの4年間としていることから、平均改定率を14.4%とすることは、適正な水準であり、妥当と考える。

○ 主な意見

- ・ 市の財政の現状から見て、適正な水準として出された14.4%の平均改定率は、やむを得ないと考えます。
- ・ 累損を消すことではなく、これ以上赤字を増やさない収支均衡ということでの14.4%であれば妥当と思います。4年という前提で収支均衡する14.4%というのは、説明の付く数字と考えます。改定が決まれば、そこは経営努力をして、14.4%の中で収まるように運営をしていただかなければならないだろうと考えます。
- ・ 使用料を引き上げなければならないとするのであれば、経費の削減の努力について具体的に明示して、市民にも理解していただく必要があると考えます。

(3) 適正な使用料体系について

《適正水準の考え方》

① 基本使用料

ア 一般汚水における基本使用料の口径別区分を廃止して、同一基本使用料とする。

区 分		現 行	適正な水準
基本使用料	第1種（口径25mm以下）	945.00円	950円
	第2種（口径30mm以上）	1,396.50円	

昭和61年度の使用料改定時に用途別従量使用料制から口径別従量使用料制

に改定し、口径別基本使用料と排出量に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用している。下水道使用料は、原則として下水の量・水質に応じて積算されるものであり、国土交通省などが示している算定の基本的考え方においても、口径別基本使用料の考え方を取っていないことから、基本使用料の口径別区分を設けないことが妥当と考える。

## イ 基本水量

基本水量を賦与しない基本使用料とし、 $1\text{ m}^3$ から $10\text{ m}^3$ までを水量区分に加える。

基本使用料に基本水量を設けることは、日常生活のうえで最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮し、これに係る使用料を低廉なものにするために行われてきたものである。

しかしながら、平均世帯人員の減少傾向に伴う少量排出者の増加により、排出量が基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるとともに、資源問題や環境問題等に寄与する需要抑制のインセンティブが働かないとの指摘もある。

このことから、 $10\text{ m}^3$ 未満においても $1\text{ m}^3$ ごとに細分化した使用料体系とすることにより、節水に対して市民の意識が働きやすいようにするため、基本水量を賦与しないことが妥当と考える。

### 《懇話会意見》

口径別使用料制を廃止し、基本使用料を月額 950円とするとともに、基本水量を賦与しないことは、妥当であり、適正な水準と考える。

## ② 適正な従量使用料

### 《適正水準の考え方》

ア

( $1\text{ m}^3$ 当たり)

水量区分	現行	適正な水準
$1\text{ m}^3\sim 10\text{ m}^3$	新設	40円

現在流域下水道維持管理負担金が $1\text{ m}^3$ 当たり43円であり、平成22年度から

1 m<sup>3</sup>当たり40円となる予定であることから、最低限の経費として1 m<sup>3</sup>当たり40円とすることが妥当と考える。

イ (1 m<sup>3</sup>当たり)

水量区分	現行	適正な水準
11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	98.70円	99円

1 m<sup>3</sup>～10 m<sup>3</sup>の区分を設けたことから、一般家庭への過度の負担を考慮し、据置きとすることが妥当と考える。

ウ (1 m<sup>3</sup>当たり)

水量区分	現行	適正な水準
21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	124.95円	135円
31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	176.40円	186円
51 m <sup>3</sup> ～	235.20円	245円

大口排出者への過度の負担増を考慮し、適正な改定額を9円～10円程度増とすることが妥当と考える。

《懇話会意見》

水量区分及び水量区分ごとの使用料単価は、適正な水準であり、妥当と考える。

(4) 家事用井戸水の認定污水排出量の変更

《適正水準の考え方》

ア 水道水以外の水を家事用にのみ使用した場合の認定污水排出量を、1人当たり3 m<sup>3</sup>から5 m<sup>3</sup>へ変更する。

国の使用料水準の比較として用いる標準家庭（大人2人・子供2人）の污水排出量は1月当たり20 m<sup>3</sup>であり、1人当たり5 m<sup>3</sup>となっている。また、当市の污水排出量の状況として、一般世帯が密集している手代森地区の平成19年度1人当たり平均污水排出量は、1月当たり7.28 m<sup>3</sup>である。

以上の状況から水道使用者との均衡を考慮し、1人当たりの認定污水排出量を5 m<sup>3</sup>とすることは、適正な水準であり、妥当と考える。

《懇話会意見》

水道水以外の水を家事用にのみ使用した場合の汚水排出量を、1人当たり5 m<sup>3</sup>と認定することは、適正な水準であり、妥当と考える。

( ) その他

ア 経営の効率化の推進に関する意見

使用料の値上げは、行なわなければならないが、損失を少なくしていくための方策を、もっと厳しく推進という形でやっていかなければいけないのではないかと思います。

イ 水道事業会計と下水道事業会計に関する意見

下水道の赤字の部分だけ捉えて使用料を上げるということではなく、市全体として上水道と下水道の両方で赤字であるときに、「水に関するものについて盛岡市民としてどうするか。」という考え方でいくべきではないかと思います。

ウ 下水道施設の維持管理に関する意見

維持管理の中で、これまで対症療法的な方法で処理してきたものを、予防的な保全に変えていくとあります。事前に調査をして計画的に対応を行うというような予防・保全とすべきであると思います。

## II 手代森汚水処理事業（コミュニティプラント）

### 1 汚水処理施設使用料の適正な水準について

#### (1) 改定率の適正な水準について

##### 《適正水準の考え方》

ア 下水道使用料の改定額と同額とする。

民間で設置した手代森地区の汚水処理施設は、平成23年度に流域関連公共下水道に切り替わる予定であるが、廃止に要する処理施設の清掃経費等により歳入不足が想定されている。

汚水処理施設使用料は、下水道使用料を準用しており、汚水処理費用負担の公平性の観点から、公共下水道使用料と差を設けることが望ましくないため、下水道使用料の水準と同額とすることが妥当と考える。

##### 《懇話会意見》

汚水処理施設使用料は、下水道使用料を準用しており、汚水処理費用負担の公平性の観点から、下水道使用料の水準と同額とすることは、適正な水準であり、妥当と考える。

### Ⅲ 農業集落排水事業

#### 1 農業集落排水施設使用料の適正な水準について

##### (1) 財政収支見通しに係る適正な使用料算定期間について

###### 《適正水準の考え方》

平成21年度から平成24年度までの4年間とする。

下水道使用料の考え方に準じ、同様に4年間で算定期間とすることが妥当と考える。

###### 《懇話会意見》

昨今の厳しい経済状況から、実施時期について公共下水道事業と同じく慎重に検討するべきではあるが、使用料算定期間を4年間とし、平成21年度からの実施とすることは妥当と考える。

##### (2) 改定率の適正な水準について

###### 《適正水準の考え方》

平均改定率は、14.4%とする。

農業集落排水事業の使用料収入だけでは、施設の維持管理費を賄うことができない状況であり、この経費全額を使用料に転嫁すると改定率は60.1%となり、使用者の負担が高額となるため、下水道使用者との均衡を考慮し、14.4%とすることが妥当と考える。

###### 《懇話会意見》

農業集落排水施設使用料の適正な水準については、公平性の観点から下水道使用者との均衡を考慮し、平均改定率を公共下水道事業と同率の14.4%とすることは、妥当と考える。

##### (3) 適正な使用料体系について

###### 《適正水準の考え方》

井戸水を使用する世帯が多いため、現行のとおり、基本額、加算額の併用とし、定額制とすることが妥当と考える。

《懇話会意見》

現行どおり、基本額、加算額の併用とし、定額制とすることは妥当と考える。

○ 主な意見

・ 市が提供する公共サービスとして、農業集落排水事業も公共下水道事業も一緒のもので、「同じ盛岡市民としての生活レベルの均衡ということを十分配慮して、同じ14.4%にする。」ということをつけ加えていただければと思います。

・ 市のどこに住んでいても、市の施策なり恩恵は一緒に受けたい、或いは受けるべきだと思います。

都市化していきますと川上・川下の関係が生じてきます。川上で家庭用雑排水などの汚水を流しますと、川下の人口の密集地帯の環境、水資源が悪化することになる。そういう形の中で、農業地域は農業を担っていかなければならないわけですから、総合的に考えるのがよろしいと思います。

この改定案の中で、60.1%という数字が算式で出たのですが、そういう形の中で、色々な面を広く総合的に斟酌して、14.4%にしていくという考え方に納得します。

経営状況予測

(1) 公共下水道事業(現行使用料の場合)

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	算定期間計
総 収 益	6,980,648	6,992,119	7,006,997	7,024,754	28,004,518
(うち下水道使用料)	(3,882,191)	(3,908,783)	(3,927,836)	(3,931,138)	(15,649,948)
総 費 用	7,684,573	7,550,704	7,504,531	7,512,326	30,252,134
損 益	△ 703,925	△ 558,585	△ 497,534	△ 487,572	△ 2,247,616
累 積 赤 字	△ 3,508,359	△ 4,066,944	△ 4,564,478	△ 5,052,050	

・算定期間(21~24年度)で、新たな損失を発生させないようにする。

$$\begin{aligned}
 \text{平均所要改定率} &= \frac{\text{4か年の損失合計}}{\text{4か年の現行使用料収入見込み合計額}} \\
 &= \frac{2,247,616}{15,649,948} \\
 &= 14.4\%
 \end{aligned}$$

(2) 農業集落排水事業(現行使用料の場合)

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	算定期間計
①使用料及び手数料	62,941	63,015	63,070	63,112	252,138
②施設維持管理費	100,958	100,647	100,332	101,710	403,647
(①使用料)-(②管理費)	△ 38,017	△ 37,632	△ 37,262	△ 38,598	

・使用料で施設維持管理費を賄うようにする。

$$\begin{aligned}
 \text{平均所要改定率} &= \frac{\text{4か年の施設維持管理費合計} - \text{4か年の使用料収入合計}}{\text{4か年の使用料収入合計}} \\
 &= \frac{403,647 - 252,138}{252,138} \\
 &= 60.1\%
 \end{aligned}$$

## 下水道使用料東北主要都市等比較

(20m<sup>3</sup>排出使用料, 税込み)

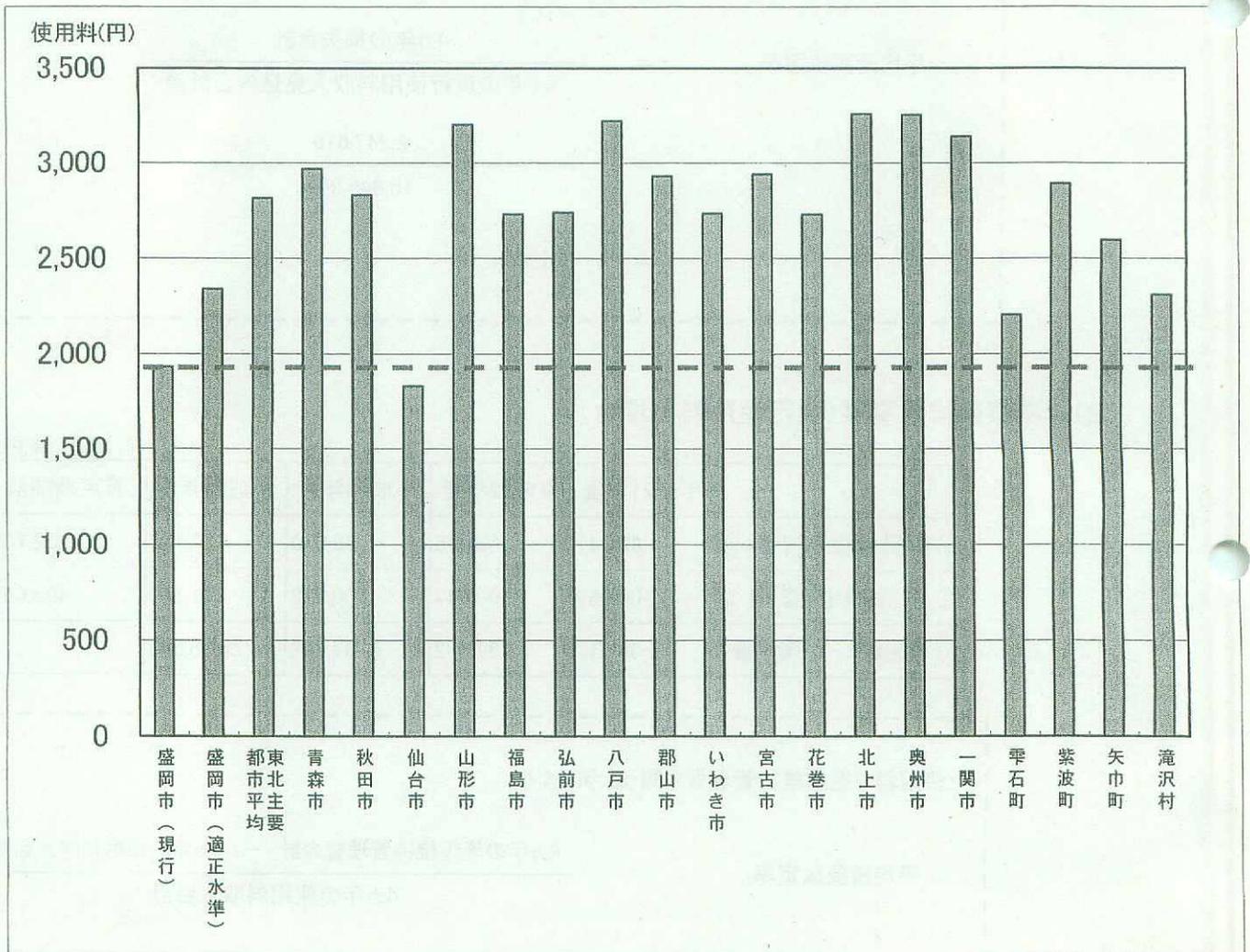
盛岡市 (現行)	盛岡市 (適正水準)	東北主要 都市平均	青森市	秋田市	仙台市	山形市	福島市	弘前市	八戸市	郡山市	いわき市
1,932	2,340	2,813	2,967	2,971	1,830	3,202	2,730	2,738	3,223	2,930	2,734

## 県内他市町村比較

(20m<sup>3</sup>排出使用料, 税込み)

宮古市	花巻市	北上市	奥州市	一関市	雫石町	紫波町	矢巾町	滝沢村
2,940	2,730	3,259	3,255	3,140	2,205	2,889	2,595	2,310

## 標準家庭(20m<sup>3</sup>/月)の下水道使用料比較



## 東北主要都市及び県内他市町村

## 農業集落排水施設使用料他市町村比較

(1ヶ月あたり, 税込み, 単位: 円)

世帯人員(人)	盛岡市 (現行)	盛岡市 (適正水準)	雫石町	滝沢村	花巻市	北上市	奥州市	八幡平市	山形市	福島市	いわき市
基本額	1,218.0	1,400.0	1,155.0	1,050.0	1,050.0	1,260.0	1,000.0	1,260.0	1,239.0	1,365.0	2,079.0
加算額	367.5	415.0	525.0	525.0	420.0	500.0	400.0	546.0	399.0	472.5	420.0
1	1,585.5	1,815.0	1,680.0	1,575.0	1,470.0	1,760.0	1,400.0	1,806.0	1,638.0	1,837.5	2,499.0
2	1,953.0	2,230.0	2,205.0	2,100.0	1,890.0	2,260.0	1,800.0	2,352.0	2,037.0	2,310.0	2,919.0
3	2,320.5	2,645.0	2,730.0	2,625.0	2,310.0	2,760.0	2,200.0	2,898.0	2,436.0	2,782.5	3,339.0
4	2,688.0	3,060.0	3,255.0	3,150.0	2,730.0	3,260.0	2,600.0	3,444.0	2,835.0	3,255.0	3,759.0
5	3,055.5	3,475.0	3,780.0	3,675.0	3,150.0	3,760.0	3,000.0	3,990.0	3,234.0	3,727.5	4,179.0
6	3,423.0	3,890.0	4,305.0	4,200.0	3,570.0	4,260.0	3,400.0	4,536.0	3,633.0	4,200.0	4,599.0
7	3,790.5	4,305.0	4,830.0	4,725.0	3,990.0	4,760.0	3,800.0	5,082.0	4,032.0	4,672.5	5,019.0

(※定額制使用料体系)

### 標準家庭(4人世帯)の農業集落排水施設使用料比較

使用料(円)

